

中野区教育委員会会議録 平成21年第39回定例会

○開会日 平成21年11月20日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時32分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席理事者（7名）

教育委員会事務局次長	田 辺 裕 子
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委 員

高 木 明 郎

○傍聴者数 3人

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 1 1 / 6 研究発表会（大和小学校）について
- ・ 1 1 / 7 東京都医師会予防接種講演会について
- ・ 1 1 / 9 私立幼稚園「楽しい園児のつどい」について
- ・ 1 1 / 1 2 薬物乱用防止中野区民大会について
- ・ 1 1 / 1 4 上鷺宮小学校開校30周年記念式典・祝賀会について
- ・ 1 1 / 1 4 全国学校保健・学校医大会について
- ・ 1 1 / 1 5 中野区健康づくり食育フェスタについて
- ・ 1 1 / 1 6 東京都教育委員による「東京都教育の日」推進事業視察について
- ・ 1 1 / 1 6 中野税務署納税表彰式について
- ・ 1 1 / 1 9 東京都医師会学校委員会について
- ・ 1 1 / 1 9 東京都中学校長会研究大会
- ・ 1 1 / 1 1 文教委員会について

(2) 事務局報告事項

(なし)

[協議事項]

(1) 軽井沢少年自然の家への指定管理者制度の導入について

(2) 常葉少年自然の家の休館について

中野区 教育委員会
第 3 9 回定例会
(平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日)

午前10時01分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第39回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

では、私から報告させていただきます。

ちょっと間があきましたので、さかのぼりますけれども、11月6日、前回会議を、定例会をしました後の午後、大和小学校に参りまして、研究発表会に参加してまいりました。この日のテーマは、児童の体力向上を図る授業づくりということで、体育の授業を視察してまいりました。

大和小学校は平成20年と21年度の中野区教育委員会の特色ある学校づくり重点校になっておりますのと、平成21年度、東京都教育委員会のスポーツ教育推進校になっております。

体力向上にずっと努めてまいりまして、この日の授業は、校庭で体育の2年生と5年生の授業でございまして、私は主に5年生のハードル走を主として見学したんですけれども、いろいろ授業の仕方を大変研究しておられまして、段階を追ってハードルに熟達していくようにリズムのとり方、1、2、3というようなリズムをとって跳ぶというようなことを身につけるためのいろいろプログラムを用意しておりまして、あとは、時間、跳び方に熟達してくると、あとは時間を競うようなことでタイムをはかったりというようなことですが、なかなかみんなうまくなっていて、1、2、3、びよんというようなステップが、だんだんなれて、うまくなっているというようなのが素人目にもわかりました。

それから、その後で、早稲田大学の先生のご講演がありまして、子どもの体力づくりということの、児童の体力向上と学校体育というテーマでした。それで、子どもの体力低下ということが言われて久しいわけですがけれども、最近は底を打ったというふうに言われてはいるようです。でも、10年前に体力がついていないという状態で育った大人は、二十代に

なっても、まだやっぱり体力がないという、そういう傾向が見られると。それで、心筋梗塞なんかも若者にもふえているというようなことなんかのお話もありまして、いろいろな学校で体育の授業のご指導をされているという実践例のお話なんかもありました。大変興味深かったですし、楽しく拝聴してまいりました。

それから、11月13日、先週の金曜日ですけれども、やよい幼稚園を訪問いたしました。それと、園長先生たちとの懇談会ということでございまして、やよい幼稚園は、平成22年度から認定こども園に移行するということです。区立の幼稚園としてはことしが最後という状況です。今はいろいろ認定こども園への移行のための準備をしているということで、施設の中でもいろいろ改築とかが行われているという状況などもあって、準備がなかなか大変であるというようにお話も伺いました。

認定こども園になる2園の先生と、それから区立の幼稚園としてこのまま存続する2園の先生と、4人の園長先生と懇談をしたわけですが、区立の幼稚園の意義といいですか、そういうことにやっぱり皆さんのお話が向きまして、区立の幼稚園というのは、文科省が定めた指導要領というんでしょうか、それを守っていくパイオニアとしての役割、第一線でそれを頑張るといふ役目があるんだというふうに思っているというようにお話しました。

なかなか認定こども園への移行については、保護者の方の不安とかそれから費用の点なんかでのご心配とかいろいろあるようで、園長先生たちも苦労されている面がいろいろあるようでした。そんなこととか、いろいろご要望なんかもお聞きしまして、巡回相談員のこととか介助員のことなんか、結構やっぱり配慮を要するお子さんなんかも多いので介助員の方のこととか、いろいろ具体的な悩みとかも含めてお話を伺ってまいりました。

それから11月16日、今週の月曜日ですけれども、東京都の教育委員の方の視察が中野十中で行われました。私と高木委員も一緒に参加させていただきました。十中では、主なテーマはフラッグフットボールということで、たまたま大和小と同じ体育の授業ということで、偶然なんだろうけれども、共通しておりましたけれども、十中のほうは、体育ですけれども、フラッグフットボールの授業をやっておりまして、それに着目した視察ということになります。

東京都のほうからは、教育委員のお二人の方がお見えになりました。フラッグフットボールの授業を拝見して、お二人の先生も非常に興味深く見ていらっしやいましたし、なかなか造詣が深いようにお見受けしましたけれども、十中ではとにかく体力に対する関心を

高めて、体力づくりに取り組むと、こういうことを目標に掲げまして取り組んでいるというところで、フラッグフットボールは体操がそんなに得意でない子どもでも一緒に十分参加できるという点が、大変学校の授業で取り上げるには適している、いいスポーツだと言われておりますし、私もそうだなと思いました。

また、いろいろな楽しみ方ができるということで、ルールをいろいろ変えますと、宝探しゲームとかしっぽとりゲームとか、いろいろなゲームにして楽しめると。腰にバンドを巻きまして、そこにマジックテープでリボンみたいなのがついておりまして、それをしっぽと呼んでいるんですけれども、そのしっぽをとられると負けとか、いろいろな鬼ごっこ的な遊びもできるし、作戦を立ててフットボールのように向こうまで、ゴールまで到達すると、そういうようなゲームにもできるしと、いろいろ楽しめるとということで、なかなかいいスポーツじゃないかなと思いましたけれども、そんなことでそういうスポーツの授業を見ました後、ガイダンスルームで、委員さんと校長先生とかも交えまして、教育談義みたいなことになりまして、いろいろ家の手伝いをするということと学力というのは比例するんだという委員の方のお話で、非常に私はぐさっときまして、うちの子もやっぱり手伝いをさせていないとだめかなとか思ったりしまして、そんなおもしろいお話もありました。

そんなことで、東京都の教育委員の先生も、大変興味を持って視察を終えられて、帰られたのではないかなというふうに見まして、いい時間をこちらも持たせていただいたと思っております。

そんな私の報告は以上です。

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私も委員長と同じような学校訪問等に行ってきましたが、最初は6日、金曜日の大和小学校の研究発表です。大和小学校、全校挙げて体力向上を図るということでやっているわけですが、当日の授業では、2年生が走ると。これもすべての運動とか体力の基礎が走るということで位置づけてやっているわけですが、私、おもしろかったのは、2年生が走るのに、走るというと真っすぐ走ることばかり考えてしまうわけですが、自動車の教習所でS字でこうあったですね。子どもってよくやりましたよね。トンビか何かのまねして真っすぐ走らない。飛行機みたいにやる、ああいうものを非常にうまく活用しているなと。やっぱり楽しいこともあるんじゃないかなというふうだね。

そうすると、この目標である、みずから進んで体を動かすという、そういうねらいに合

っているのかなというような気がしまして、いろいろなほかにも工夫がありましたけれども、私の目にとまったのはそういうことが一つあります。

それから、5年生のハードルもそうでしたね。ハードル、小学生にハードルは難しいかなと思っていたのですが、非常にうまく跳べる子、ほとんどの子が5年生であれだけ跳べたらもうすばらしいなと思いました。それも低いものから中くらいもの、そして高いものへと段階を追って、怖がらないように楽しみながら跳べるような工夫があって、一番高いのがうまく跳べるようになったら、今度はタイムをはかって何秒縮めたとか、そういうふうになり達成感が味わえると、そういう工夫もありまして、2年生も5年生も、本当に体力がないとか体を動かすのは嫌いだと言われているわけですが、でも、あれを見ていると、やればできるという感じがしたんですね。やれば今の子もできるんだなと。だから、余りそういう機会がないという感じがしました。

それから、13日金曜日、これはやよい幼稚園、やはり今、認定こども園の準備で忙しい、施設改修とかいろいろなことをやっていますで大変だったんですけども、その中で広い庭園、自然豊かな庭園を利用して植物とか動物を育てるといいますか、当日もじょうろで一生懸命水をやっている男の子が2人いたり、ウサギか何か、一生懸命かごみたいなのを掃除したり、非常に楽しそうにみんなやっていました。

それで、一つおもしろいことに気がついたんですが、認定こども園で保育園児も入ってくるんで、そういうこともあって、お手洗い等を全部改修しているんですけども、蛇口とか小便器の水を流すのを見ましたら、幼稚園で男の子は小用を足したらボタンを押す式のトイレなんですね、ぴゅっと。よくありますよね。小学校と中学校も最近はセンサーで、前に立つと出るというトイレがふえているわけですが、そうではなく押すのですね。それから、水道の蛇口も手をかざすとすぐ水が出るというのが非常に多くなっていると思うんですけども、もう一つはレバーを上、家庭の台所じゃないけれども、こういうのがありますよね。

先生に聞いたんですよ。幼稚園とか小さい子でこういうのはどうなのでしょうねと言ったら、先生が、できればねじる蛇口が欲しいと言いますよ。何ですかと言ったら、やっぱり子どもは、子どもの手先の器用さ、巧緻性を養うのにそういうのもいいんだと。今、古いのが校庭にあるので、表に行ったときは必ずこうやって使ってやるようにしているという話を聞いて、ああ、そういうものかなというふうに考えさせられました。私たちはすぐ便利だとか何とかということばかり考えますけれども、あの施設は悪いとかおく

れているとか言いがちなのですけれども、全部の先生に聞いたわけじゃないんですが、そういう先生もいらっちゃって、やっぱりそうかなという気もさせられたわけですね。非常に何でも世の中が便利になってしまっていますけれども、お手洗いもほとんど洋式ですが、和式が必要なんだという人もいたり、洋式ばかり使っている子が、小さい子がどこかへ行って和式を使って、あそこに座っちゃったとかいろいろなことを聞くわけですが、だからどういうものかいいのかわかりませんが、いろいろな体験をさせておくのがいいのかなと思いましたけれども、そういう施設をつくったときの蛇口一つでもいろいろな課題、課題というか、みんなにこれがいいですよと言い切れないんですけれども、たまたま多様な蛇口があつてよかつたと思うんですけれども、ということを考えさせられたというのがあります。

それから、14日は上鷲宮小学校30周年、開校30周年の式典に参加しました。上鷲宮小学校もご存じのように非常に自然に恵まれて、学年園ですかね、学年ごとに野菜とかお米をつくったりする畑があるような、そういうすばらしい自然に恵まれた学校ですけれども、特に歌も命という、校歌に「いのち」という題がついていまして、私、非常に気に入っているんですけれども、そういうあれですね。30周年記念の歌もすばらしい歌、子どもたちがいろいろ詞を募集して作詞して、先生が作曲したという、そういうすばらしい歌を歌ってくれました。

これもまた、6年生だけが参加して歌ってくれたのですけれども、全員、黒いズボンかスカート、上は白いシャツ、それも家にあるものでいいということですね。これは私はまたすごくそういうの感動したんですけれども、特別新しいものを買ったわけじゃないんですけれども、あるものをなるべくみんなそろえようねといったので、子どもも気持ちもそろうだろうし、見ている人もあつとね。今、往々にするとそうではなくて、みんな自由にばらばらだけど気持ちが合っていればいいみたいな、そういう風潮が強いわけですが、私はそればかりじゃないと思うんです。こういうことも非常に大事だと思うんです。みんなで頑張って歌おうね、そろえようね。お母さんも協力して、じゃ、黒いものをなるべく選ぼうねと。黄色があつたって、赤があつたっていいじゃない、という、そういう時代ですが、子どもたちが立派にそろって歌を歌ってくれて感激したなということです。

以上です。

大島委員長

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

私も、まず11月6日金曜日、教育委員会が終わった後、大和小学校の研究発表会に参加いたしました。体育の研究発表ということで、非常に興味深く見させていただきました。

5年生のハードルはかなりシステマティックというか、いろいろな小さな練習を積み重ねて最終的にハードルを効率的に跳ぶんだということをやはりわからせるという点が非常に進んだ授業だなと。あと、子どもたちが、例えばタイムをはかるとか、いろいろな役割がきちっとできていて、先生が簡単な指示を出すだけで、うまくグルーピングしてやっていくということで、非常にまとまっているクラスだなということと同時に、先生の指導力の高さを感じました。

2年生の授業は、ほかの委員も指摘されたように、いろいろな多様な動きをするということで非常に興味深かったです。

翌週、やよい幼稚園の訪問に私も参加いたしました。これは、委員長、飛鳥馬委員から詳しく報告があったので割愛します。

翌日11月14日ですが、まず、うちの子どもの学芸会があったので、そこを先に見てから、上鷲の30周年に行きました。丸山小学校なんです、前の週に1年生はほぼ1週間、学級閉鎖が1クラスあったので、ほとんど練習はできなかったですね。ですから、前日の金曜日の通しの練習だけみたいな形になって、校長先生もできが余り、すみません、期待しないでくださいということだったんですが、ふたをあけたら結構よかったですね。特に3年生の野良猫の夢というのが、うちの子どもの学年ではないんですが、ちょっとミュージカル仕立てで非常にうまい展開でびっくりさせられました。

ただ、最近の傾向なんです、やっぱり特定の子どもばかりせりふがいかないようにということで、せりふが多い役はダブルキャスト、トリプルキャストなんですね。ですから、5年生の地球の子どもへという劇も、ほぼ主役の妖精のちょっとやんちゃな男の子が、最初は女の子がやっているんです。次の画面にいくと背の高い男の子になって、最後は小さな男の子で、妖精がたくさん出てくるんで、わからないんですね。ヒロインの女の子は、シンデレラみたいな服装を着ているんで、演じる子どもがかわっても、おやっと思っただけでわかるんですが、非常に面食らったというか。ただ、みんなにせりふがあつて、特に舞台の上で発表するというのは子どもが度胸がつきますし、劇のテーマも子どもたちで環境のところで考えたので、非常に学習という点ではやっぱりすばらしいなど。ただ、見ているほうにすると、ちょっとわかりにくいなという感想がありました。

そこで10時まで見て、ちょっと後半は失礼させていただいて、頑張って上鷲に移動して、上鷲小学校の開校30周年の式典と祝賀会に参加しました。非常に、飛鳥馬委員の感想にもありますように、30周年記念式典のほうは厳かというか、厳粛な雰囲気ですっきりと行われて、さすが6年生ということもあるんですが、非常に規律正しくできて、教育の質の高さを感じました。

午後の祝賀会は、30周年で皆さん若い、統合新校を除くと、中野区としては一番最後に来た小学校ということですが、30年というのは、もうそろそろ最初の卒業生の子どもが入ってくる時期ですのでそれなりの伝統、あと初代の校長先生がいらしてお話をするということで、非常に感銘を受けました。

翌、週が明けて、今週の月曜日ですね。11月16日、私も中野区立第十中学校の東京都の教育委員の視察に委員長とともに参加しました。これは、東京都の教育の日ということで、教育委員が手分けをして、都内の高校、中学校、小学校を回るということでございます。今回十中のほうにいらしたのが委員長と委員のお二人です。おひとりの委員は経済同友会の教育問題委員会でよくご一緒する方です。委員長も、元東工大の学長で中央教育審議会の委員長をやるなど、いろいろな役職をやられている方で、フラッグフットボールの取り組みですとか、あるいは2年生、3年生の国語、数学の少人数授業を見て、非常に満足をしていました。また、意見交換会では、校長先生も含めて、都の教育委員、区の教育委員会、あと現場の校長先生で非常に活発に意見交換ができて、非常にいい取り組みだったと思います。

私からは以上です。

大島委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は、11月7日ですけれども、東京都医師会が主催しました予防接種講演会が開催をされましたので、そちらに出席をいたしました。この日、午後から3演題で、一つは予防接種の現状ということのご発表がありました。以前から言いますように、日本はまだ予防接種がおくれている国の一つであるということをもう一度改めて勉強した次第です。

2つ目の演題は私が講演したんですけれども、学校における性教育の必要性ということと、この間もお話ししていますHPVというワクチンの認可を受けてということのお話をさせていただきました。

最後には、HPVワクチンとHPV感染ということで、慈恵医大の教授からのお話がありまして、3時間半ぐらいにわたる3つの講演会でしたけれども、当日は医師会の会員が100名ほど、あと学校関係者ですね、養護教諭等の先生方60名ほどがお集まりいただきまして、やはり養護の先生方の、私の簡単なアンケートでは、まだまだHPVという名前とか、HPVワクチンということですか、まだまだ知らされていないというのが現状ですので、今後どのような場で、どのような方に、どのようなことを用いてということの啓発をしていくのが必要なかということこれから考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

11月13日は皆様と同じようにやよい幼稚園の訪問に出席をいたしました。やはり公立園の中での一つの大きなこれからの課題は、どうしても配慮を有するお子様たちとのかかわりだと思えるんですね。中野区の教育委員会が取り組んでいます巡回相談、非常に好評を博しているんですけども、巡回相談は、実はそういったかかわりのあるお子さんたちとかかわる教員の方たちにアドバイスをするというので、直接に巡回した相談員の方が保護者と一緒に面会をするという、そういう場は設定されていないのが現状なんですね。どうも小学校も幼稚園も、ぜひ専門家の立場から保護者の皆様方にもお話ができる場があればということではありますけれども、なかなか急に、幾ら専門の方といっても、すぐに初対面の保護者の方に会うという場がいいのかどうかということとは別としまして、そういったことを求められたことは事実ではないかなというふうに思いまして、今後少し検討しなきゃいけないのかなというふうに思っています。

また、各幼稚園の先生方からは、連携のことについて、例えば、かみさぎ幼稚園は都立工業高校との連携を図っているとか、ひがしなかの幼稚園はすぐ目の前に第三中学校がありますので、三中との連携教育に力を入れているということで、やはり私たちも就学前のところと小学校、中学校、高等学校との連携をいかにスムーズにしていくかというのは大きなテーマではないかと思ひまして、非常に勉強になったと思います。

幼稚園児は非常に元気でして、広い園庭を本当に走り回っていましたし、3歳児クラスですか、お弁当の時間に当たりましたけれども、随分前からお弁当を用意している子どもとまだ歩き回っている子どもがいて、何分ぐらいたったら一緒に食べられるのかなということがありまして、やっぱりまだまだ幼稚園児、3歳児ですから、今後そういったところの指導は先生方、大変なんだろうなというのを痛感いたしました。

14日の日でございますけれども、広島におきまして、全国学校保健・学校医大会が開催

されましたので、そちらに出席をいたしました。例年なんですけれども、学校保健・学校医大会といいますのは、午前中に分科会が開催されて、「こころ・からだ」ということで、第1、第2、第3分科会、それから耳鼻科の分科会、眼科の分科会ということで、午前中発表がなされております。

その中で、私は体の部分のところで聞いてきたんですけれども、就学時健診というのが、今、中野区でもやっているんですけれども、その中で、広島での取り組みで、就学時の健診のときに問診票を使って、先ほどからお話が出ている、配慮を有するお子さんの問診票を使ってやられているんですね。例えば、家の中で歩き回ることが多いですかとかいう問診、よくある、いや、ないとかいう3段階ぐらいで評価して、その項目が20項目か30項目あるんですけれども、そういったことを聞き取るということで就学相談につなげるような試みをしているということで非常に興味がありましたので、発表の方から資料をいただきまして、きのう届いたものですから、きょう担当の寺嶋副参事にもお話をしまして、少し検討していただけないかなと。そういう場があるので、何とか有効に生かせるような問診票ができないかなというふうに思いました。

午後からのシンポジウムは、来年度から施行される学校保健安全法のことを取り上げられて、もし学校で子どもが倒れたらというテーマのシンポジウムでした。ある小学校の養護の先生からは、実は、校門を出たらすぐに車に衝突してしまっただけという事例が報告されて、その救急蘇生の場のことをお話をされておりました。そういった中では、中野区でも小中学校にはAEDという機械が配置されているんですけれども、どこにあるのか、どのように取り出せるのかぐらいは、日々の研修をしておかないと、いざというときになかなかということでもありますので、そういったことから始めるということがやっぱり学校保健の安全法の一つのあり方なのかということで、非常にいいシンポジウムが開かれました。

その日はそのまま、前の日の夜おそく着きまして、その日は夜遅く帰ってきました、翌15日は、中野区健康づくり食育フェスタというのが、ちょうどその前の北口の駐輪場の場を借りて行われました。ことしで2回目でありまして、去年度はたしかことしの2月ということですのですごい寒い日にやったんですけれども、この日、11月15日、これ、昔からいう七五三の日ですけれども、非常にいい天気にも恵まれて、すごい数の区民の方々が参加していただきました。出展のブースも40を数えるぐらい多く出ておりまして、いろいろなブースで、いろいろな食育に対する取り組みが行われておりました。

例えば、中野区のほうからも、保育園分野の栄養士の方々が食育に対してのブースを構えておりましたし、中学校のPTA連合会も、中学校の給食で人気のあるメニューの紹介とかいうことで、食に関しての一日、皆さん、10時から3時ぐらいまでありましたけれども、多くの方が集まっておられましたし、また食育レシピコンクールといいまして、家族で考えたレシピコンクールの発表もなされまして、当日、発表者には感謝状が手渡され、非常に楽しい一日が過ごされたと思っております。

16日の月曜日ですけれども、中野区の税務署が主催しました納税表彰式がありましたので出席をいたしました。例年、この納税表彰式の中では、前半は表彰式が行われるんですけども、その後で、中学生の税についての作文と中学生の税の標語についての表彰が行われておりました、区内の公立、私立の表彰を受けました中学生が参加をしておりました。ことしの中野区の税務署長賞はお二人とも区立中央中学校の3年生の方々の発表作文でありまして、お二人とも、今、医療費が中学生まで無料になっていますよね。税金の使われ方など、私たちの健康も税で守られているんだというようなことの内容の作文が表彰されておりました、非常によく勉強されているなど。中学校3年生でこのぐらい勉強していただければ、将来はきちんと納税していただけるのかなというふうに思って、非常に感心した次第であります。

また、税の標語でも、1人だけ紹介いたしますけれども、中野税務署長賞は東京文化中学校の方が表彰を受けまして、「税金を活かして築く良い社会」、これが中野税務署長賞でございました。そういったことで、例年ですけれども、こういった表彰をするということで、子どもたちの租税教育の一環に役を担っているのかなということで、税務署の取り組みに敬意を表するわけでございます。

昨日19日は、東京都医師会の学校委員会がありました。その中で、今やはり私たちの話題は新型インフルエンザのワクチン接種であります。実は、11月から薬液がやっと入ってまいりまして接種を開始しているんですけども、最初は基礎疾患のある方とか妊婦さんということで接種を始めているんですけども、実は私のところもそれを接種を始めているんですが、この間もお話ししましたように、どうもバイアルが、個別バイアルじゃなくて10ccバイアルということでありますので、もしお子さんを打つとなると0.2ccずつ打つんですね。そうしますと、10ccバイアルは、封をあけたら、その日のうちに使わなきゃいけないんですね。そうすると、医療機関でやりますと40人から50人のお子様たちの基礎疾患の方たちを先に打たなきゃいけないという縛りがあるものですからなかなか、言っては

あれですけども、余らせてはいけないと思うので、そうしますと、その電話のやりとりだけでも、うちの診療所でもほとんど電話は鳴りっ放しですし、ずっと使いっ放しです。ですから、事務が滞ってしまっているのが現状です。それが今現状でして、10ccバイアルは、どうも12月までは10ccバイアルで供給されるということでもあります。

それで、東京都では、やっぱりそのバイアルが、有効利用するのであれば集団接種をやってみたらどうかということで、実は中野区も、17日の日に中野区保健所において、保健所と医師会との間での集団接種に向けての意見交換会をしております。薬液が今回の新型インフルエンザワクチンについては国と医療機関との個別契約になっていますので、保健所というものが中には介在してこないんですね。そういった法律的なことも、法律というか、規則的なことがあるので、どのようにして薬液をきちんと手に入れることができ、それが集団接種に使えるかどうか、今検討中でありましてけれども、もし薬液が手に入れば、12月の日曜日を使って集団接種をしたらいいんじゃないかということで、今、医師会のほうは動いていますが、薬液が手に入り次第具体的に行いたいと思いますが、ぜひ教育委員会を通じて、学校の、特に1年生から3年生ぐらいの保護者の方々には事前にアンケートをとりたいんですね。打つ意向があるかどうか。そうしませんと、何人ぐらいの方が希望されているかわかりませんと、マスがわからないと薬液がどのくらい、あと集団と個別と両方でやっていきますので、集団でどのくらいできるかということの試算をしなきゃいけないということで、今、小学生9,000人、中野区は公立だけでいらっしゃるよね。そうすると、1年から3年で約4,500ですので、その3分の1ぐらいが集団で打てないかなというふうなことを考えながら、いましばらく東京都と交渉中でありまして、ぜひそういうことがありましたら、学校の校長先生を通じて、保護者の皆さんにご協力いただければありがたいかなと思っております。何とか重症化を防ぐ意味で、予防接種を受ける機会を多くしたいというふうに考えている次第です。

私からは以上です。

大島委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

まず、11月11日に文教委員会が開かれました。内容ですけども、教育委員会からの報告事項が主なものでございます。一つは、軽井沢少年自然の家に指定管理者制度を導入するというので、そういう考え方があるというような説明をいたしました。

それから、第1回中学校東京駅伝への参加ということで、これは東京都が3月21日に晴海埠頭で中学校の対抗駅伝をやるということで、区市町村別に出て行って競走するということになります。男子の部は42.195キロを17人で、女子の部は30キロを16人でリレーするということでございまして、区としても参加したいというような報告でございました。

それから、平成22年度の教科書採択ということで、22年度の採択の今後の日程等、予定等について報告いたしました。

それから、中野区、東洋大学連携事業ということで、東洋大学と中野区でさまざま連携事業を考えておりまして、一つは少年少女野球教室ということで、11月22日に哲学堂のグラウンドで行います。

それから、連続公開講座を東洋大学の協力を得まして行ったり、学習会を行ったりというようなことを予定しております。

それから、図書館システムサーバーの入れかえに伴います休館日の変更ということで、これは教育委員会でもお話ししてございますけれども、11月から12月にかけて、少し休館日をずらして対応するというようなことを報告しております。

それから、行事等ですけれども、11月9日、私立幼稚園連合会の楽しい園児の集いというのがございまして、そちらのほうでごあいさつをしてみました。毎年、私立幼稚園連合会では、全園園児、保護者を対象に人形劇等を実施しておりまして、中野ゼロ大ホールで、こっしはヘンゼルとグレーテルというような演目で行いました。幼稚園ごとに3園ぐらいずつ出ておりまして、なかなか元気に楽しく見ておられました。

それから、11月12日ですけれども、薬物乱用防止中野地区大会というのがございました。これは薬物乱用防止につきまして、中野区の地区協議会というのがございまして、この地区協議会が主催で行う大会でございます。その中でポスター部門と、それから標語部門というのがありますが、応募した中学生ですけれども、中学生の中で、会長賞、それから佳作について表彰が行われました。ポスター部門では6点ですね。会長賞が1点で、佳作が5点、標語部門につきましても同様で、会長賞が1点で、佳作が6点、ほとんどが北中野中学校の生徒でした。

そのうち、ポスター部門で会長賞だった北中野中学校2年の方のポスターが、これは東京都のほうの選考にも最優秀賞に選ばれたということで、表彰はこれからということでございましたけれども、会場に掲示されましたけれども、かなりすばらしい作品でございました。

それから、11月19日、きのうですが、東京都の中学校長会の研究大会というのがございまして、そちらのほうでごあいさつだけしてまいりました。中学校長会ではいろいろ研究をしております、こういう形で中野区、これもゼロホール、大ホールのほうですけれども、研究発表を行ったところがございます。内容としては、教育課程編成の今後の課題みたいな形で、新学習指導要領に伴っていろいろ課題があると、それについてどう対応するかというようなことが主に研究課題として出たようでございます。

私からは以上です。

大島委員長

では、ただいまの各委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

事務局報告は、きょうは何かございますでしょうか。

ないようですので、それでは、協議事項に移ります。

<協議事項>

大島委員長

協議事項の1番目、「軽井沢少年自然の家への指定管理者制度の導入について」の協議を進めます。

では、説明をお願いいたします。

どうぞ。

副参事（教育教育担当）

それでは、軽井沢少年自然の家への指定管理者制度の導入ということでご説明いたします。

お手元の資料をごらんください。このA4の縦1枚と新旧と両方ありますが、まずA4の縦1枚ですが、指定管理者制度を導入ということでございます。

少年自然の家の管理につきましては、これまでも外部評価とか施策相互評価において、その効率的運営が求められていたところがございます。また、軽井沢少年自然の家において、最近発生した事件で業務管理あるいは人事管理が適正に行われていなかったということも明らかになったところがございます。こうしたところから、区民サービスの向上と適

正で効率的な管理運営を行うために、軽井沢少年自然の家について指定管理者制度を導入することといたしたいと思います。

導入時期ですが、平成22年4月1日からということで、指定期間は3年ということです。

導入のスケジュールですが、12月にここで、教育委員会で議決いただいた後、区議会の第4回定例会に条例改正の提案をする予定でございます。12月から2月にかけて事業者の選定を行いまして、2月の下旬には事業者を決定し、それに関連する議決を経て、4月から開始ということをご予定しているところでございます。

2番目、条例の一部改正ということでございます。これは、指定管理者制度への移行に伴いまして、中野区立少年自然の家条例の一部を改正するというものでございます。この改正は、地方自治法に基づいて、指定管理者に管理を行わせることができるというその根拠をまず定めるとともに、それから、指定管理者に管理権限を委任しますので、やはり事業者の裁量の範囲をきちんと明確にするというような意図、また、軽井沢少年自然の家事件再発防止委員会の報告で、従来、教育委員会の裁量というんでしょうか、個別の決定にゆだねられていたものを明確に条例に規定するというものでございます。

それでは、主な内容に移らせていただきます。

このA4と、それから新旧対照表を両方ごらんになりながらご説明いたしたいと思えます。ごらんください。

まず、主な内容、1番ですが、設置目的を改定し、区民の生涯学習及びスポーツに関する活動の促進を加えるということで、左が改正案、右が現行ですが、第1条関係です。下線の部分が改正をしようというところでございます。少年自然の家でございますので、もちろん少年の集団生活あるいは自然体験の中で健全育成ということもありますが、そのほかに区民の生涯学習やスポーツに関する活動を促進するというところでございます。これは現在の利用実態にも合っているものであろうかと思えます。

それから2番目は、3条になりますが、ここで少年自然の家を利用できる者を規定しております。現行が右側に書いてありますが、区立小中学校の児童生徒の団体あるいは少年団体、3号で、そのほか教育委員会が適当と認める者というふうに今概括的な規定になっておりますが、やはりこれはもう少し明確にしたほうがいいということで、左側の改正案の3条では第1号から第6号まで少々細かくなってございますが、青少年の団体、社会教育団体あるいは生涯学習、スポーツに関する活動を行う区民——在住、在勤の区民個人でも利用できるということになっております。その他、教育委員会規則で定める者も利用でき

るということになってございます。

それから続いて、その下の4条ですが、それぞれの利用できる方たちの優先順位、これまでも規則の中で申込期限が団体については前から申し込みができるということで実質上優先だったんですが、その辺もきちんと位置づけたということでございます。

それから、5条になりますが、ここで管理について、指定管理者による管理ができるという規定を新設させていただいているところでございます。

おめくりいただいて裏面ですが、新旧対照表ですが、6条では、その指定管理者が行う業務をやはり規定しなければなりませんので、こういう業務について維持管理と、こういう業務について指定管理者が行うことができるということを定めております。

7条では休業日ということで、12月29日から1月3日までが休業日、その他は臨時に定めることができるということでございます。

8条では使用期間、つまり4日以内ということで、現在も規則において3泊4日までというふうな規定をしているところでございます。それを条例で明確にしたということでございます。

それから次に、9条では使用時間ということの規定しております。

それから次には10条ということで、従来教育委員会がしておりました使用の承認ということ指定管理者ができるというような規定にしているところでございます。

さらに11条では、利用料金、使用料ではなくて利用料金ということで、指定管理者が利用料金を、もちろんこの条例の定める範囲内ですが、定めることができます。さらに、収納することができるということです。

12条では、これも指定管理者が利用料金の減免、もちろん規則に定めるところによりですが、減額・免除をすることができるという規定に変えているところでございます。

あとは規定の整備等ございますが、大きいところでは18条というところが、左側の18条ですが、指定管理者の指定を取り消したりした場合等、委員会が直接管理する場合の規定の読みかえ規定をずっと裏面にわたって規定しているところでございます。

それから、また4ページ目になりますが、19条では指定管理者の秘密保持義務というところを規定しております。

その他、規定の整備ということでございます。

なお、これは条例ですが、規則も同時に変える必要がございますが、この規則につきましては、条例の改正後、また改めましてお諮り、ご審議をお願いする予定でございます。

施行予定は公布の日、平成22年の4月1日ということで、この条例改正については、議会の第4回定例会、12月にありますが、の議案として提出していきたいというふうに考えております。

ご説明は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、発言ありましたらお願いいたします。

どうぞ、山田委員。

山田委員

指定管理者の導入ということでありまして、条例の中で第1条ですけれども、「少年自然の家」というふうに名前が「少年」とついているわけですから、少年の健全な心身の育成はいいんですけれども、また、区民の生涯学習もその軽井沢の自然ということでわかるんですが、スポーツに関する活動を促進するためということになりますと、施設的にスポーツに何か関係する施設が今のところどうでしょうか。

スポーツということを入れたときに、何かこれですと、スポーツがこの場でいろいろできるんじゃないかというふうに考えられがちだと思うんですけれども、その辺でスポーツを入れたことで何か施設的な整備をしなきゃいけないことは波及しないでしょうか。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおり、スポーツとあると、そういう施設も同時にあるようかには受け取られる向きもあろうかと思いますが、これは利用者の、使用者のところで、生涯学習またはスポーツに関する活動を行う区民も利用できますよということでございます。もちろん少年自然の家そのものにスポーツ施設があるということではなくて、軽井沢あるいは常葉なりの場所、そのロケーションというんでしょうか、そのところでさまざまな生涯学習及びスポーツに親しんでいただくという目的でこの少年自然の家を利用されるということも可能ですということの規定するために、あえてこの「生涯学習及びスポーツ」というのを入れさせていただいたというところでございます。

山田委員

そうしますと、例えばこの施設を通じて、例えばテニスコートの予約があっせんできるとか、そういうことが具体的にない「スポーツに関する活動を」というようなことを入

れていますと、これを読んだ区民は、行けば何らかのことができるんじゃないかということを考える区民もいると思うんですね。

だから、例えば軽井沢には、もちろん近くにはテニスコート等は貸しコートがあるんですけども、比較的値段は高いんですね。もちろんサイクリングというのもありますけれども、そういった視点も指定管理者の中にそういった含みを入れておかないと、スポーツを入れた瞬間に、やっぱり行けば何かできるのかなというふうなことがあるかもしれないので、その辺は、施設に附帯するものじゃないけれども、近くのいろいろなものの情報は上げられますよということは必要じゃないかなということがあるんじゃないかなと思うんですけども。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

今後、指定管理制度に移行して指定管理者を選定する際に、そういったような提案も募集して、こういったようなスポーツの利用ができるような仕組みづくりをしていきたいというふうに考えております。

山田委員

あと、もう一点、休業日は12月29日から翌年の1月3日までというふうに定めていますけれども、実際に軽井沢の施設は、このぐらいの時期から冬は凍結してしまうので、水道の問題だとか光熱の問題があって、実際に開業できるのは限られるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は指定管理者に全部任せてしまうのか。もし冬場もやるとなれば、施設のなものが必要になってくるんじゃないかなと。今のままの施設でこれだけの休業日だけでは難しいんじゃないかなと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

確かにおっしゃるとおり、廊下についての暖房が現在ないという状況ですので、非常にそのままでは難しいかなとは思っています。ただ、そうした中でも全く冬季に利用がないという、実績がないかという、そうでもありません。そういったことを踏まえて、今度指定管理者にしたときに、指定管理者の民間の知恵なりノウハウを募集して、非常に難しいかとは思いますが、何らかのこういう手だてがないかということも同時に募っていき

いというふうに考えています。

山田委員

ということは、現在の施設基準のままで貸し出すということですよ。

副参事（学校教育担当）

はい。当面のところは、現在の施設のままで管理をしてもらうというふうに考えております。

山田委員

最後にもう一点ですけれども、利用料金なんですけれども、この算出根拠は何かあるのでしょうか。

これは利用するだけであって、宿泊の関係であって、食事はまた別なんでしょうか、食事も含まれているんでしょうか。

副参事（学校教育担当）

これは一般的な行政財産の計算方法を横引きにいたしまして、その算出根拠でやっているところがございます。

賄い費については、ここには規定しておりませんが、別途、現在もいただいておりますけれども、そういう食事利用については、別途負担していただくということになってございます。

山田委員

いや、区の慣例によりというようなことのお話がありますけれども、例えば、宿泊するときのシーツだとか、そういうものの洗濯代とかということがこれに絡んでくるんでしょうか。多くは、ユースホステルなんかそうですよね、たしか。昔使ったことがあるんですけども、自分で持っていけば、それはわからないですけども、シーツ代とか、そういうこと。そういう、ある程度、今までこうだったじゃなく、こういう状況だからこのぐらいのお金をもらいますというような、その辺はどうなんでしょうか。

副参事（学校教育担当）

特別にシーツ代というものをいただくということは考えておりませんが、この料金の範囲内で指定管理者が利用料金を定められるということがありますので、努力をしながら、その中でさまざまなレベルを考えられるという、今後検討、指定管理者の中で、そんな提案が受けられると思いますので、その中で考えていきたいというふうに考えています。

山田委員

最後にもう一点ですけれども、選定する場合に、業者選定はどちら、どこの場でやるんですか。中野区でやるのか、現地でやるのか。

大島委員長

どうぞ。

副参事（学校教育担当）

教育委員会事務局の中の選定委員会で選定するつもりですが、まず事業者を募るときの説明会は現地で、やはり現地を見ていただかないといけませんので、現地で行います。具体的な選定作業というのはこちらのほうの、中野のほうで行いたいというふうに考えています。

山田委員

ありがとうございました。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

最初の山田委員の質問と同じところなんですけど、設置のところで「区民の生涯学習及びスポーツに関する活動」、私は生涯学習というのもつらいのかなと思うんですが、常葉で生涯学習って何をやりますか。使用者のところで、例えば第4号で「生涯学習又はスポーツに関する活動を行う区民及びその同行者で、それらの者の半数以上が区民であるもの」というのと第5号「生涯学習又はスポーツに関する活動を行う区民」、どう違うのか、私にはよくわかりません。

第6号で、第1条のところをなぞっているんですが、「文化の発展又は教育若しくはスポーツの振興を図るため適当と認められるもの」、その中で教育委員会規則で定めるといふと、例えば、現状で許可している例えば区民の方が家族で行くというのはだめということになりますよね。家族で行って、文化の発展、教育、スポーツの振興、難しいので、これは別にこんなに生涯学習とかスポーツと書かなくても、中野区の小学生、中学校の児童生徒が優先、そのほかの青少年団体もそれに準じて優先、そのほか区民の方は使えるでいいんじゃないですかね。そこから先に教育委員会規則で定めるといっても難しいと思うんですよ。

選定等に関しても、指定管理者に例えば減額とかを認めるという規定になっていますけれども、難しいと思うので、1点お聞きしたいのは、この第3条第6号、第3条を見ると、基本的には教育、生涯学習、スポーツに関係ない人は泊めないという考え方に読み取れるんですが、それでいくんですか。もしいかなければ、広く認めてもいいんじゃないんですかね、もっとシンプルでと思うんですが。

大島委員長

1条の設置の目的のところにも関連してくると思うんですけれども、こういう限定した設置目的というのを掲げる必要があるかというも同じような趣旨のことに思うんですが。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

まず、少年自然の家ということで、第一義的には少年の健全育成なんですけど、さりとて、保養所ではありませんので、やはり一定の目的による縛りが要るだろうと。その中で生涯学習というのは、厳密な意味でのお勉強ということではなくて、教育基本法にもありますとおり、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにというような形のほどの広さのものを考えておりますので、例えばこの3条の第4号というのは、例えば軽井沢なら軽井沢の自然に親しむ、そういうことによって、人生を豊かにするためであれば、区民のご家族が泊まれるということです。第5号につきましては、家族でなくても、区民の方の個人で泊まれるというようなことを想定しているところでございます。4号と5号の違いは、家族とか個人かのようなところでございまして、生涯学習、やはりまるっきり、生涯学習、スポーツというところかなり厳格に受け取られる向きもあろうかと思っておりますが、もう少し広く、ただ目的としては、全く何とかのためというのがないというのは難しいのではないかというふうに、このような規定の仕方を考えているところでございます。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

一番最初の、何でこの施設があるかということ、設けるかということとの関連なのですが、青少年優先なので、青少年、子どもたちに使わせてあげる、最優先はそれでいいと思うんですね。私は賛成なんですけど、しかし、区の施設でありますので、余り規制してしまっていて、区民の人が使えない状況が生まれるかどうかですね。生まれなきゃそれはそれでい

いと思うんですが、できるだけ利用していただきたいと私は思うんですね。せっかく区の施設があるわけですから、安く行きたい、軽井沢に行きたい。若い人、子ども、あるいはお年寄りもいると思うんで、そういうことですね。

高木委員が言われたように、使えるようにしてほしい、家族でも使えるということが一番いいと思っているんですが、それでこういう細かい改正規定をつくってくださったのは、これもいいと思うんですが、この規制によって、今まで使っていた人たちが漏れるとか外れる可能性はございませんか。今まで使ってくれたんだけど、この新しい規定でもって、そういう人はもうだめですよということがないかどうか。それは非常に大事なことだと思うんですよ。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

これは従来、家族でも使えます。先ほど申し上げましたとおり、生涯学習とかスポーツとかいうことがあります。基本的にはそういったような軽井沢や常葉の場所に行かれるということは、そういったような目的を持たれているというふうに考えておりますので、区民の方にはできるだけ使っていただけるというふうに思っています。

それから、従来利用できたけれども、この規定の改正によって利用できなくなるというふうなことは考えておりません。全く使えるというふうに考えています。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

もう一点よろしいですか。先ほどの宿泊料のお金のことですが、これは宿泊、完全に宿泊のみということで、食事は別ですよというふうに考えてよろしいわけですね。

この食事は、今までですとどうでしょうか。一般の区民の方が利用されて、食事、素泊まりですよという方が多いのか、1泊2食の方が多いのか。昼は食べない方が多いのか、その辺のところによって、ちょっとやり方が違ってくるかなと思うんですね。そういう分析も非常に必要ではないかなと思うんですが。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

素泊まりの方もいらっしゃると思いますが、大部分は食事つきということでございます。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

そうすると、私からなんです、そうしますと、1条のところでも生涯学習とかスポーツ活動という目的を掲げていますが、しかし、軽井沢とかこの施設に行かれるということは、そういう目的なりがあると推定するみたいな考え方で事実上なされるということですから、現実的には広い解釈でされるということによろしいんですかね。

副参事（学校教育担当）

再三出てきておりますとおり、少年の健全育成とともに、区民の施設ですので、できるだけ利用していただくという観点から、委員のご指摘のとおりでございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

私としては、やっぱり条例というのは、区民が読んでわかる条例にすべきだと思うんですよ。現状のいろいろな規定についてもそこがあるとか課題があるというのは、やっぱり読んで、いろいろなところに委任するとかがわからないから条例どおり実行できないので、今回の条例の改正というのはきちっと条例を整備して、そのとおりやりましょうということなので。

ですから、例えば第1条の、区民の生涯学習、スポーツに関する活動を促進するためという大きな目的を持ってというのは残すにしても、使用者のところは読んでわかるようにしないと、結局現場で拡大解釈して、いつの間にか違う使い方をされてしまうので、ここはやっぱり整備すべきだと思います。そうでなければ、あわせて教育委員会規則をきちっとご提案いただいて、従来どおり使えるということを担保していただかないと、ちょっとにわかには賛成しづらい。

あと、めくって第7条のところ、第2項「指定管理者（委員会が少年自然の家の管理及び運営を行うときは、委員会。次条第2項、第9条第2項、第10条及び第14条において同じ。）」とありますが、ということは、第11条の指定管理者及び第12条の指定管理者は委員会とは読みかえないということなんですか。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

前段につきましては、ご意見として承りました。

後段ですが、つまり、ご指摘の点は利用料金とかこういう減免の規定ですけれども、具体的には来年度から軽井沢については指定管理者を導入しますが、常葉については当面今の状態で考えるということです。

もちろんあり方については来年度じゅう検討するということがございますが、そうした場合にその根拠があるのかということでございますけれども、18条というところがありまして、これもなかなか読みづらとおっしゃればそのとおりなんです、この指定を取り消し、または一部停止、指定管理者が停止になったときには委員会が直接管理しますと、その場合には全部読みかえますということです、ここの「停止を命じた場合等において、」という「等」の中に常葉も入るという考えでございまして、その18条によって、すなわち10条、11条のところも、11条以下のところも読みかえられるというふうに考えているところでございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

ということは、例えば、この読みかえで11条が入っていませんが、利用料金は、例えば教育委員会が「少年自然の家の使用について別表に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを教育委員会の収入として収受することができる。」は読みかえないので、常葉については料金は取らないということなんでしょうか。

あるいは、12条は読みかえに入っていないから、利用料金は、教育委員会が必要と認めるときは減額し免除することができる。ですから、常葉については減額・免除はしないということなんでしょうか。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

7条の2項では、確かに11条及び12条は引用されておきませんが、第18条の中の第2項のところでは11条と12条の読みかえを規定しておりますので、そういった意味では、使用料として取れるということですし、従来どおり減免もできるというふうに、そういったような規定になっております。

高木委員

条文をつくるときに、後ろの条文から読みかえをやるということは普通やらないと思うんですが、何でこんなわけのわからない規定にしているんでしょうか。

副参事（学校教育担当）

その辺は、実は区の法規担当とも詰めてこういったような形になってございますので、確におっしゃるとおり、頭から読んでいくと、最後にこういう規定があるというのはわかりにくいというのはご指摘のとおりでございますが、ちょっとほかのところ、規定する場所としてはここしかなかったということでございます。

大島委員長

どうぞ、次長。

教育委員会事務局次長

高木委員がおっしゃいます読みかえ規定を後ろからというような条文のつくり方というのは、ほかの条例でも中野区の場合はございまして、利用料金について規定をするのと同時に、先ほど学校教育担当副参事が申しましたように、常葉のほうが使用料として取ります関係で、使用料についての規定を後ろで読みかえているというようなことをご理解いただければと思います。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

いずれにいたしましても、条文自体は非常に技術的なこともありまして、わかりにくいところもありますけれども、区民の皆様に対しては、ホームページその他で、もっとわかりやすいように、どういう方が利用できるのか、あるいはどういう場合はどうなるかということを知りやすいように説明していきたいというふうに考えております。

大島委員長

条文のつくり方という問題もちろんあるんですが、そもそも今、高木委員が言われたようなことで、この少年自然の家の設置目的というのを生涯学習、スポーツ活動というようなのに限定するのかどうかという点がまず根本問題としてあると思うんですね。高木委員はそういうことに反対だと、区民の方に広く利用していただいていた方がいいんじゃないかというご意見で、個人的には私も同意見でございます。

それでさらに、このように限定した規定にしておきながら、事実上は、さっき言ったこ

ういう目的を持っていると推定するみたいなことでもしやるんだとすれば、こういう目的というのを掲げるという条文のつくり方もちょっと疑問だなというふうに思いますし、つまりこの少年自然の家の目的をどうするのか。こういう活動を持った方に利用を制限するのか、あるいは広く区民の方に別に目的は問わないで利用していただくというようなことにするのか、その辺をもう少し詰める必要があるんじゃないかと思うんですが。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

広く区民の方に利用していただくということは、この条例でも実現したいというふうに考えております。

ただ、教育委員会所管の施設、教育施設ですので、全く保養所と同じようにはできないというふうに考えています。

大島委員長

高木委員、どうなんですかね、その点は。

高木委員

第1条に関しては、既にもうあるものについて後から取ってつけたように「生涯学習及びスポーツに関する活動を促進する」というのは、正直言って無理があると思うんですよ。山田委員が指摘されたように、じゃ、スポーツに関するものを整備するんですかとか、生涯学習は、常葉はどうするんですかという問題があると思うんです。

ただ、それはやっぱり学校教育担当がおっしゃるように、基本的には教育委員会の施設なんで、そういった考え方でやりますよというのはまあいいとします。ただ、使用者に関しては、今回そもそも何で少年自然の家の条例を改正するかというと、いろいろな課題が、問題があって、教育委員会としてもきちっと利用者の実態とかが把握できていないというがあるので、わかりやすくするために改正するんだという目的だとすると、それはやっぱり建前ではなくて、もうちょっと一義的には、例えば教育や生涯学習のためだよというのはわかるんですが、ぱっと見て、現状と同じように貸し出すというのは読み取れない条文というのは問題があると思います。

それはやっぱり実際の条文と実態が違うという現状を許容するので、そういうところからいろいろな問題が出ちゃうんじゃないのかなと私は思うんですけれどもね。だからそれは、技術的に、逆に言うと、もうちょっと整理をして、例外規定をもうちょっとぱっと見て、一般の人が見たときに、生涯学習とかスポーツじゃなくても泊まれるんだなと読み取

れるようなところを知恵を絞ってやっていただきたいと思うんですけれども。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

私たちは、今、学校再編などで体育館の建てかえなんかを話しているときに、区民の方々からの要望は、学校施設以外、学校の教育としての施設としては大切なんだけど、それ以外に区民に開放できないかという要望がたくさん来ているわけですね。ですから、こういった自然の家というのも貴重な区民の財産ですから、視点は教育財産が最優先ですけども、それ以外のときには区民が使えるようなことを考えていかなきゃいけないという事は第一義的なんじゃないかなと思うんですね。

そういった意味では、高木委員がおっしゃるように、この自然の家という名前ではありませんけれども、広く区民に開放することもないといけないんじゃないかなと、そういう視点から条文を練り直すことが一番いいんじゃないかなと思うんですね。

実は、中野区は以前には幾つか保養所を持っていましたよね。実はシェモア仙石も、去年度からですか、もう完全に中野から手を離れていますよね。そういう実態があるわけですから、やっぱり教育委員会の財産であるけれども、これは区民の財産なんだから、教育委員会が一步前へ出て、区民のためにも開放していますよというような姿勢が僕は大切なんじゃないかなと思います。ですから、そういった意味で少し条例をこの際改正するんだったら、その辺も入れてやられると一番いいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大島委員長

どうぞ、次長。

教育委員会事務局次長

委員のご意見の趣旨は十分私たち理解しておりますし、私たちもそういう考え方で今回条文をつくってまいりました。現行の設置条例の1条、設置のところを見ていただきますと、ここの少年自然の家の設置については、これを読みますと、少年、青少年ということですけども、集団生活を通して体験的、創造的活動を行うということで、ここからは一般の区民の方が利用できるということがなかなか読み取りにくい設置条例になっています。

行政が施設を設置する場合は、当然、行政の目的のもとに設置をするということで、それは先ほど寺嶋副参事が申し上げたとおりです。実際の利用を見ますと、スポーツ団体で

ありますとか生涯学習の団体あるいは一般の区民の方もご利用いただいておりますので、その方々が今までどおりご利用いただけるように設置の目的を広げまして、生涯学習というのは学習だけではなくて、それこそ心身のリフレッシュの機会を通じて、生きる喜びや自分が成長していくというようなこと、趣旨を尊重するような、そうした設置目的にしました。

そういうことを設置目的に掲げますと、どうしてもそれに合うような条文にならざるを得ないということです。

それで、反対に一般的な区民の利用ということを表に出すのであれば、この施設の目的外のご利用になるということに反対になってしまうわけです、この条文の構成からしますと。学校の利用も、学校は教育機関として設置をしておりますので、それ以外の利用は目的外利用という形でご利用いただいて、別の仕組みをつくった上でというか、別の仕組みにのっってご利用いただいております。ですので、もし先生方がおっしゃるような趣旨で条文を構成しますと、目的外利用で、また別の仕組みの中で、別の利用料金なども考えながらということになりますので、少なくとも、わかりにくさというのはもう一回精査はいたしますが、ある程度こういう規定にならざるを得ないということになっています。

大島委員長

なるほど。そうしますと、あくまで生涯学習、スポーツがこの目的だというような考え方でいけば、そういうものが本来で、目的外使用というのを認めるというような2本立てみたいな構成にするというのが一つの考え方、しかし、一方では、一応設置の目的としては、生涯学習等を推進するためとなっているけれども、しかし、そこを弾力的な運用で広く一般の方も取り込むようなやり方でやるという一本化的なやり方と両方考えられるんだということは理解いたしました。

それと、この改正の経緯としては、この生涯学習等を入れたというのは、限定するというよりは、むしろ今までからすれば広げたという、確かに区民の方の利用を認めるためにこれを入れたんだという経緯であるということは今のご説明でわかりました。

教育委員会の所管の財産であるから、無制限、無限定の利用というのはなかなか、それを正面から認めるというのは無理があるというご説明もわかりましたけれども、それでこの条例をどうするかと。

どうぞ、高木委員。

高木委員

心身のリフレッシュは生涯学習かというのは、ちょっとやっぱり無理があるとは思いますが、そうであれば、例えば半数が区民とかということで区分していますが、結局お貸しするのであれば、青少年団体あるいは社会教育団体、生涯学習団体、こんな細かく分けずに、たとえば一義的には小学校、中学校の児童生徒、あと区内の青少年団体、社会教育団体、生涯学習団体で、その他のところが文化の発展または教育もしくはスポーツの振興とかなり格調高くなっていて、設置のところも生涯学習及びスポーツよりもかなり上ですよ。だから、ここら辺を例えば、幅広く生涯学習及びスポーツに関する活動を行う区民等とか。

大島委員長

どうぞ、次長。

教育委員会事務局次長

申しわけありません、たびたびで。

5番まで、第5号のところまでは、中野区民であればどなたでもご利用いただけることで想定、想定というかの表現になっています。6番は、実は今、常葉のほうが、常葉の田村市の地元の方がご利用いただいているんです。こういう形で、常葉の今の利用実態に合わせて、常葉の教育委員会や常葉の学校の方がご利用になる場合を想定して6号を表現したので、ちょっと説明が足りなかったかもしれないんですけども、そういうことを想定していますので、現在のご利用を救おうとする表現になっているんです。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

今のご説明ですと、2、3、4、5で基本的には区民が使えるというのは普通読み取れないですね。あと、6号は基本的に、今、常葉で利用している団体が使えるようにするというのは、例えば東北の方の大学でしたか、何かそのサマースクールですとか、あとスポーツ何とかというのも引き続きお貸しするという事なんですか。

副参事（学校教育担当）

特に区民の施設ですので、他の自治体の方にも利用していただくというのはやっぱり無制限にはできないと。ですので、今、委員ご指摘のところは基本的には認めていかない。ただ、向こうの田村市の教育委員会のほうできちんとした位置づけをなされれば、それはまたちょっと別ですけどもということでございます。

そういった意味で、6号は、他の自治体の方が利用する場合にはやや制限的に規定しているということでございます。

大島委員長

それではどうでしょう、スケジュール的なことなんですが、きょうは協議ということで、またいずれ議決案件ということで扱うことももちろん予定されているんですが、しかしいろいろ委員の意見もありますし、もう少しこの条例案も練っていただきたいということもあるんで、もう少し事務局のほうでご検討いただくという時間的余裕はあるんでしょうか。

どうぞ、次長。

教育委員会事務局次長

表現につきましては、この条例の条文の規定の仕方については、私どものご説明したとおりでなかなか難しいんですけども、表現につきましては、わかりやすく区民の方にご理解いただけるようなというのは、さらに努力をさせていただきたいと思います。

大島委員長

それでは、時間の関係もありますので、問題点は一応指摘はされたということになるかと思っておりますので、きょうの協議はこのぐらいにしまして、事務局のほうでまたきょうの協議内容を踏まえて準備を進めていただきたいと思います。

次、協議事項の2番目に進みます。「常葉少年自然の家の休館について」、ご説明をお願いします。

どうぞ。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料をごらんください。常葉少年自然の家の休館について、同規則7条に基づきまして臨時休業を行いたいと思っておりますので、それをお願いするものでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。常葉少年自然の家でございます。理由といたしましては、宿泊棟系統の給水配管の老朽化に伴いまして、配管の改修工事を行うために水道が下の期間について利用できないということで、やむなく休館ということでございます。ことしの11月24日から来年の3月17日までということで、少し長い期間ですが、なっております。周知方法といたしましては、ホームページ及び区報によって周知したいというふうに考えております。

ちなみに、この期間で昨年どれだけ利用されたのかということですが、実は8名だけの利用になっておりまして、常葉町、田村市関連の方たちです。ですので、これについては、

個別に常葉町のほうに連絡はする予定でございます。

以上でございます。

大島委員長

では、ご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

どうぞ、高木委員。

高木委員

先般、委員長と一緒に常葉のほうに視察に行って、かなり老朽化している印象を受けたんですが、ざっくりと、これ、幾らぐらいかかるのか。

あと、給水ということは、排水も同じぐらい老朽化していると思うので、結構12、1、2、3カ月ちょい、冬季で厳しいところは工事ができないところもあると思うんですが、どれぐらいの工事で幾らぐらいかかるのか、ちらっと教えていただけますか。

大島委員長

学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

委員ご指摘のとおり排水の工事もやります。ざっくり2,000万弱ぐらいかかると思えます。

大島委員長

私のほうからも。やっぱりこのお話を伺うと気になるんですけども、配管だけで大丈夫なのかということも。全体に老朽化して、ほかにも緊急に直さなきゃいけないようなところは大丈夫なのかというのはちょっと気になるんですが。わかっている範囲で結構です。

副参事（学校教育担当）

軽井沢も同じですが、屋根とか、雨漏りしているところもあつたりとかいうことで、大ざっぱに言うと、軽井沢、常葉、交互に必要なところを、どうしても直さなきゃいけないところを毎年工事しているところでございます。

大島委員長

わかりました。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

常葉自然の家の方はかなりいろいろと、将来のことを考えると課題が多いところだと

思うので、私はなるべくお金をかけない工事をやってほしいなと思っています。つまり、水回りというのは一番お金がかかるわけですが、本格的な排水、給水の工事をされるのか、もうちょっと外回り、パイプを回すような、よく簡易的にやるのがありますが、そういうのでも間に合うのかどうか、その辺のところも検討いただいて、余り本格的にやってしまうと、全体が老朽化してあるのであれば、またということになりかねないので、よくご検討いただきたいということです。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

ご指摘のとおり、この施設全体をどうするかという課題も抱えている中ですが、必要最小限のことをさせていただきたいと思います。これは、給水管、土の中に埋まっているものですので、かなり時間も費用もかかるというふうに考えています。

ただ、それを新しくする場合に、今度は土の中に埋めなくてもいいようにするとか、その辺、なるべくお金をかけないように工夫をしていきたいというふうに考えています。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

それでは、事務局はただいまの協議内容も踏まえて事務を進めていただきたいと思います。

以上で、本日予定した議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第39回定例会を閉じます。

午前11時32分閉会